株主各位

千葉県柏市大津ヶ丘二丁目8番5号株式会社長兼会長太田 万三彦

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日(水曜日)午後6時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年5月26日 (木曜日) 午前11時 開場:午前10時30分
- 場所 千葉県柏市東上町7番18号 柏商工会議所 4階 401会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第37期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会 の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第37期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

以上

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスクの着用等をお願いする場合がございます。

なお、今後の状況の変化により開催会場の変更や開催日時等の株主総会の運営に大きな変更があった場合や、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://jason.co.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年3月1日から) (2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続くなか、正常化に向かう動きがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大により未だ収束が見通せず、また、エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価高の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、衛生関連商品、食料品及び日用品の需要は引き続き堅調に推移したものの、前年同期に急増した巣ごもり消費需要の反動減や消費者の生活様式の変容、根強い節約志向が一層進んでいるほか、大型の合併・買収を中心に業界再編の動きが加速しており、経営環境は大きく変化しようとしております。

このような状況のもと、当社グループは引き続き、「人々の生活を支えるインフラ(社会基盤)となる」という企業理念の下、より低価格の生活必需商品群の品揃えを強化し、コンビニエンス性の高い、地域における生活便利店としての機能を果たすべくローコストでの店舗運営により注力して参りました。

当連結会計年度においては、2021年7月に茨城県笠間市の「笠間店」、2021年8月に埼玉県東松山市の「東松山店」、2021年11月に千葉県東金市の「東金店」、2021年12月に群馬県太田市の「太田西本町店」、計4店舗が開店し、直営店舗数は108店舗となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による反動減は一部にみられたものの、新規PB商品である「尚仁沢の天然水」の販売を全店舗で開始したほか、各店舗において新たにJCB取り扱いを開始するなど着実に営業施策を推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は262億75百万円(前期比99.0%)、営業利益は8億72百万円(前期比69.9%)、経常利益は9億16百万円(前期比71.1%)、親会社株主に帰属する当期純利益は5億70百万円(前期比70.8%)となりました。

なお、商品部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	商。	品 部	門の	り 名	称		売 上 高	構 成 比	前期比
衣	料 服	飾	・イ	ン・	テリ	ア	643	2.4%	95. 2%
日	用	品 •	家	庭	用	品	6, 375	24.3%	94.9%
食			料			品	16, 548	63.0%	101.6%
酒						類	1, 351	5.1%	89.8%
そ	O.)	他	商	Ħ	品	2	0.0%	120.3%
小	売	事	業	ŧ	小	計	24, 921	94.8%	98.9%
そ	の	他	営	業	収	入	1, 353	5. 2%	99.3%
	合				計		26, 275	100.0%	99.0%

(注) 商品部門の区分は、次のとおりであります。

衣料服飾・インテリア・・・紳士衣料、子供衣料、婦人衣料、肌着・靴下類、靴鞄傘ベルト、 寝具室内装飾品

日用品・家庭用品・・・・・家庭電化製品、家事調理用品、時計・メガネ、カメラ、玩具・ホビー、文具、カー用品、スポーツ・レジャー用品、自転車、日曜大工品、園芸、キッチン用品、化粧雑貨、洗剤・清掃用品、ペット用品、ベビー用品

食料品・・・・・・・・食料品全般、加工肉

酒類・・・・・・・・・・酒類全般 その他商品・・・・・・・・ 煙草、催事

その他営業収入・・・・・ロイヤリティ、受取物流費、テナント賃料等

地域別売上高は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

								1	
	地	域	の	名	称		売 上 高	構 成 比	前期比
千			葉			県	8, 512	32.4%	97.9%
東			京			都	6, 579	25.0%	97.1%
埼			玉			県	5, 870	22.3%	102.7%
茨			城			県	3, 038	11.6%	95.4%
栃			木			県	605	2.3%	110.5%
群			馬			県	315	1.2%	119.0%
小	売	事		業	小	計	24, 921	94.8%	98.9%
そ	の	他	営	業	収	入	1, 353	5. 2%	99.3%
	合				計		26, 275	100.0%	99.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリースを含めて159百万円であり、 主な内容は新規出店4店舗に係る店舗什器等の設備投資によるものであります。 これらの資金につきましては、自己資金によって充当しております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは経営の基本方針に基づき、中期的な経営戦略を具現化するために以下の課題に取り組んでまいります。

① 業種業態を超えた競合

当社グループのような小商圏型店舗に対するニーズは今後も拡大するものと考えておりますが、一方で、小商圏に対応したコンビニエンスストア、ドラッグストア、100円ショップ、スーパーマーケット、ディスカウントストアやBto Cなどのネット販売等、業種業態を超えた競合はますます激化するものと考えております。

このような状況のもと、当社グループとしては、"地域に根ざした生活必需商品群を安価に提供するコンビニエンス性の高い店舗"のチェーン化をさらに推進し、お客様に対しては、本当に欲しいものを欲しいときに、手軽に気軽に安心して購入できる売り場づくりを、従業員にとっては、誰もがムリなくムラなくムダなく作業ができる作業環境づくりを、経営的見地からは売上総利益率の向上とローコスト・オペレーションを引き続き追求してまいります。

② コンプライアンスの徹底

企業を取り巻く各種法令、店舗運営、出店、取扱商品に関する諸法令等々、各種法令及び関連する指針等についての遵守責任は、年々重要性を増しております。

このような状況のなか、当社グループとしては、コンプライアンスに関わる 諸問題について、社内を横断的に統括する「リスク管理委員会」を設置し、役 職者全員のコンプライアンス意識を一層高め、監査等委員会監査、内部監査を 含めたチェック体制の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

	区分		第 34 期 (2019年2月期)	第 35 期 (2020年2月期)	第 36 期 (2021年2月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売	上	高(百万円)	23, 375	24, 368	26, 549	26, 275
親会社	朱主に帰属する当	期純利益(百万円)	437	492	805	570
1株	当たり当期	純利益 (円)	34. 17	38. 46	62. 87	44. 49
総	資	産(百万円)	7, 798	8, 440	9, 549	9, 742
純	資	産(百万円)	3, 780	4, 157	4, 847	5, 251
1 株	当たり純資	資産額 (円)	295. 07	324. 53	378. 39	409.89

(参考) 当社の財産及び損益の状況

	区 分		第 34 期 (2019年2月期)	第 35 期 (2020年2月期)	第 36 期 (2021年2月期)	第 37 期 (当事業年度) (2022年2月期)	
売	上		高(百万円)	23, 379	24, 373	26, 553	26, 283
当	期純	利	益(百万円)	436	490	829	589
1 树	未当たり当	期純和	利益 (円)	34. 09	38. 30	64. 71	46.01
総	資		産(百万円)	7, 764	8, 397	9, 473	9, 717
純	資		産(百万円)	3, 735	4, 111	4, 824	5, 247
1 杉	朱当たり糸	屯資產	全額 (円)	291.59	320.88	376.60	409. 60

⁽注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

^{2. 1}株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要	な事業	内 容
株式会	社スパイ	, ラル		90百	万円	100%	卸	売	業
株式会社	上尚仁沢ビバ	レッジ		90百	万円	100%	飲料	水製造	事 業

(7) **主要な事業内容**(2022年2月28日現在)

衣料服飾品・インテリア用品、日用品・家庭用品、食料品、酒類その他生活 必需消耗品の販売を行うバラエティ・ストアチェーンの運営。

(8) 主要な事業所及び工場等(2022年2月28日現在)

① 当社

本部

千葉県柏市

共配センター 茨城県つくばみらい市

埼玉県日高市

工場
栃木県塩谷郡塩谷町

店舗

営業店舗(108店舗)

	船橋市	6 店舗	・市原市	1店舗
	千葉市	6店舗	• 佐倉市	1店舗
	松戸市	5店舗	・富里市	1店舗
千葉県(35店舗)	柏市	4店舗	・野田市	1店舗
⊤条界(35/占部)	鎌ヶ谷市	2店舗	・八千代市	1店舗
	流山市	2店舗	• 香取市	1店舗
	成田市	2店舗	・東金市	1店舗
	市川市	1店舗		

	さいたま市	4店舗	・狭山市	1店舗
	川口市	3店舗	・鶴ヶ島市	1店舗
	川越市	2店舗	・戸田市	1店舗
	三郷市	2店舗	・飯能市	1店舗
	春日部市	1店舗	・吉川市	1店舗
埼玉県 (28店舗)	加須市	1店舗	・和光市	1店舗
	北本市	1店舗	・自岡市	1店舗
	行田市	1店舗	・蕨市	1店舗
	上尾市	1店舗	・草加市	1店舗
	本庄市	1店舗	・東松山市	1店舗
	久喜市	1店舗		
	足立区	5店舗	・青梅市	1店舗
	練馬区	5店舗	・大田区	1店舗
	江戸川区	3店舗	• 葛飾区	1店舗
東京都(27店舗)	八王子市	3店舗	・東大和市	1店舗
	武蔵村山市	2店舗	・府中市	1店舗
	国分寺市	2店舗	・福生市	1店舗
	あきる野市	1店舗		
	取手市	2店舗	・結城市	1店舗
	水戸市	2店舗	・桜川市	1店舗
茨城県(14店舗)	つくば市	2店舗	• 筑西市	1店舗
/人/以外(1年/白韶)	北相馬郡利根町	1店舗	・行方市	1店舗
	猿島郡境町	1店舗	• 笠間市	1店舗
	常総市	1店舗		
栃木県(2店舗)	小山市	1店舗	・下都賀郡壬生町	1店舗
群馬県(2店舗)	高崎市	1店舗	・太田市	1店舗

当連結会計年度出店店舗(4店舗)

茨城県(1店舗)	笠間市	1 店舗
埼玉県(1店舗)	東松山市	1店舗
千葉県(1店舗)	東金市	1 店舗
群馬県(1店舗)	太田市	1 店舗

② 子会社

会社名	所在地			
株式会社スパイラル	本社:千葉県柏市			
株式会社尚仁沢ビバレッジ	本社:栃木県塩谷郡塩谷町			

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の状況

	事	業	部	門	従	業	員	数	前連結会計年	度末比増減
小		売	事	業		83	3 (703)) 名	6名増	(22名増)
全	Ż	生	(共	通)		124	(114) 名	7名増	(21名増)
合				計		207	(817) 名	13名増	(43名増)

- (注) 1. 当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載して おります。
 - 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員) は、年間の平均人員 (8時間換算)を () 外数で記載しております。
 - 3. 全社(共通) として記載されている従業員数は、小売事業に区分できない全社共通のものであります。
 - 4. 当連結会計年度より、事業部門を「小売事業」「全社(共通)」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業部門に組み替えて比較を行っております。

② 当社の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均	動	続 年	数
		20	0名	7名増			38.	6歳			10.9年	Ē.

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除いております。
 - 2. 上記の他、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員) の年間平均人員は817名(8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

借 入	先	借	入	額
株式会社みず	ほ 銀 行			364百万円
株 式 会 社 千	葉 銀 行			97
株式会社三菱	UFJ 銀 行			97
株式会社三井住	友 銀 行			96
株式会社商工組合	中央金庫			30
株 式 会 社 常	陽銀行			30

2. 会社の株式に関する事項(2022年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

12,812,000株

(3) 株主数

2,250名

(4) 大株主 (上位10名)

杉	ŧ		主			4	各	持	株	数	持	株	比	率
太		田		万	Ξ	Ξ.	彦		4, 51	2,000株			35.	. 21%
(株)		太	田		興		産		4, 28	0,200株			33.	. 40%
太		田		磨	茑	į	子		80	0,000株			6.	. 24%
太		田		晃	J.	K.	郎		40	0,000株			3.	. 12%
太		田		圭	オ	t.	郎		40	0,000株			3.	. 12%
Щ		本		実	才	Ė	子		37	0,800株			2.	. 89%
ジ	т <u>-</u>	- ソ	ン 社	員	持	株	会		25	6,420株			2.	. 00%
北	,	辰	商		事		(株)		8	0,100株			0.	. 62%
小		沼		滋			紀		6	6,600株			0.	. 51%
上		條		資			男		6	0,000株			0.	. 46%

⁽注) 持株比率は、自己株式 (280株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2022年2月28日現在)

地	位		氏			名	担当及び重要な兼職の状況		
代表取	締役社長兼会	会 長	太	田	万三彦		㈱太田興産代表取締役社長		
常務	取 締	役	斎	藤	重	幸	管理本部長		
常務	取 締	役	山	田	仁	夫	企画本部長 (構尚仁沢ビバレッジ代表取締役社長		
取締役	(監査等委	員)	上	條	資	男	㈱スパイラル監査役		
取締役	(監査等委	員)	岡	本	政	明	弁護士		
取締役	(監査等委	員)	宮	本	啓 -	一郎	公認会計士		
取締役	(監査等委)	員)	勢	能	志	彦	(㈱コーラルブルー代表取締役 (旬桂香園代表取締役 (旬キュービックプロダクション代表 取締役 (㈱尚仁沢ビバレッジ監査役		

- (注) 1. 監査等委員岡本政明氏、監査等委員宮本啓一郎氏及び監査等委員勢能志彦氏は、社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 - 2. 当社は、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うため、取締役(監査等委員)上 條資男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 監査等委員勢能志彦氏は、小売業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有するものであります。
 - 4. 監査等委員岡本政明氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査等委員宮本啓一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役が、その職務を行うに つき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており ます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役(監査等委員を含む)を被保険者として、会社法第 430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険料は全額当社が負担しております。当該保険により、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月29日の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬額は、2018年5月29日開催の第33期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で各役位、職責、在位年数、前期の報酬実績、従業員の給与水準を考慮しながら総合的に勘案の上、算出しております。なお報酬は固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)のみで構成されており、業績連動報酬、非金銭報酬は採用しておりません。

また、当該事業年度の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等につきましては、取締役会において一任を受けた代表取締役社長兼会長が、上記株主総会で決議した報酬枠の範囲内で個々の職務と責任及び実績に応じて検討し、個人別の報酬額の具体的内容を示した報酬案を任意の指名・報酬委員会に諮問し答申を受け、決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬委員会が原案について 決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊 重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役個々の報酬については監査等委員会で委員長に一任され、上記株主総会で決議した報酬枠の範囲内で委員長が検討し、報酬等の額を決定しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2018年5月29日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名に対し月額20,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く。)と決議されております。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年5月29日開催の定時株主総会において監査等委員である取締役4名に対し月額6,000千円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長兼会長である太田万三彦が金銭報酬に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を示した報酬案を任意の指名・報酬委員会に諮問し答申を受け、決定しております。

その権限の内容は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の金銭報酬の算定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の評価を行うには、代表取締役社長兼会長が適していると判断したためであります。

なお、任意の指名・報酬委員会は、代表取締役社長兼会長である太田万三彦を委員長とし、独立社外取締役である岡本政明、宮本啓一郎及び勢能志彦の計4名で構成されております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

	支給	支給報酬等の総額		報酬等の種類別の総額(千円)			
分	人員 (人)	(千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	3 (-)	114, 193 (-)	93, 400 (-)	_ (-)	20, 793 (-)	_ (-)	
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	4 (3)	13, 200 (6, 550)	12,000 (6,000)	_ (-)	1, 200 (550)	(-)	
合 計(うち社外役員)	7 (3)	127, 393 (6, 550)	105, 400 (6, 000)	- (-)	21, 993 (550)	- (-)	

- (注) 1. 合計欄は、実際の支払員数を記載しております。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
 - 3. 上記のほか社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は600千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	活	動	状	況
取締役(監査等委員)	当事業年度に開催され	た取締役会全12回	回中12回及び監査	等委員会に12回中12回
岡本 政明	出席いたしました。主	Eに、弁護士とし	ての法的見地から	適宜意見を述べるな
	ど、取締役会及び監査	等委員会の意思	央定の妥当性、適	正性を確保するための
	発言を行っております			
取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催され	た取締役会全12回	回中11回及び監査	等委員会に12回中11回
宮本 啓一郎	出席いたしました。主	に、公認会計士	としての会計的見	地から適宜意見を述べ
	るなど、取締役会及び	監査等委員会の意	意思決定の妥当性、	適正性を確保するた
	めの発言を行っており	ます。		
取締役(監査等委員)	当事業年度に開催され	た取締役会全12回	回中12回及び監査	等委員会に12回中12回
勢能 志彦	出席いたしました。主	に、小売業界に	おける豊富な経験	と幅広い見識から適宜
	意見を述べるなど、取	締役会及び監査	等委員会の意思決定	定の妥当性、適正性を
	確保するための発言を	行っております。		

5. 会計監査人の状況

名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬		25,	900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		25,	900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士 法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出 根拠等が適切であるかどうかを必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について 同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 内部統制システムの一環として「内部監査室」を設置しており、経営活動の 全般について、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について 内部監査を実施しており、社内業務改善に向け具体的な助言・勧告を行って いきます。
 - ② 経営の透明性とコンプライアンス経営の観点から、法律顧問契約を締結している弁護士に、日常発生する法律諸問題について助言と指導を適時受けます。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を 文書管理規程に従い適切に保全・管理します。
 - ② 情報の不正使用及び漏洩を防止するべく、主としてシステム面からアクセス 権の制限、パスワード利用等の効果的な情報セキュリティ施策を推進します。
 - ③ 個人情報の管理については、法令・ガイドライン等を遵守するとともに、マニュアルや内部監査等の活用によって管理意識の浸透とモラル意識の向上に 努めてまいります。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、研修やマニュアルの作成・配布・教育・訓練等を必要に応じ行います。
 - ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる業務 執行取締役を定め、リスクに対する未然防止や個別の対応・再発防止に取り 組んでまいります。
- (4) 当社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定時取締役会を毎月1回、また、臨時取締役会を必要に応じて開催し会社法 規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行います。
 - ② 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完するものとして、業務執行取締役 及び執行役員を構成員とする定例の幹部会を毎週1回、その他必要ある場合 は随時開催して、当社の子会社を含めた経営課題についての報告を行います。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 「関係会社管理規程」に基づき、担当部門において子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務面についても適正を確保する体制をとります。
 - ② 年度予算制度に基づきグループ全体の予算・業績管理を実施します。
 - ③ グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、担当業務執行取締役が 他の業務執行取締役に呼びかけ、必要に応じ会議を開催し多面的な検討を経 て慎重に決定する仕組みを設けます。
- (6) 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の業 務執行取締役からの独立性に関する事項
 - ① 現在、監査等委員の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、要請が あった場合には使用人を置くこととし、その人事については、業務執行取締 役と監査等委員である取締役が意見交換します。
 - ② 当該使用人は兼務も可能としますが、その任命、異動、評価、懲戒は、監査 等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該職務を遂行する場合には 業務執行取締役からの指揮命令は受けないものとします。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

業務執行取締役及び使用人は下記事項を速やかに当社の監査等委員会に報告します。

- ① 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- ② 当社及びグループ会社の業績状況
- ③ 内部監査室が実施した監査結果
- ④ 法令、定款、その他に違反するおそれのある事項、もしくは不正の事項
- ⑤ その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、もしくはコンプライアンス上重要な事項
- ⑥ ①~⑤の報告をしたものに対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。また、内部通報制度に関する規程においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し社内に周知徹底するとともに、適切に運用します。

(8) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生じる費用等の処理に関する体制

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の支払の請求に応じ、又は債務を処理するものとします。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 内部監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、 その他の職務の状況を監査等委員会に対して遅滞なく報告します。
 - ② 代表取締役と監査等委員会にて、月1回程度意見交換を行います。
 - ③ 監査等委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。

(10) その他

① 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を及ぼし、健全な経済活動に障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、規程の改定や契約書の見直し等社内体制の整備、社員教育やセミナー参加等を行い、反社会的勢力ならびに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、総務人事部を対応統括部署として、警察、各都道府県の暴力団追放センターおよび弁護士、その他外部の専門機関との緊密な連携により、関係部門と協議の上、即時対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役会が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においても取締役会を12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は当事業年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 子会社における業務の適正の確保について

当社は子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定しております。担当部門において子会社の経営、予算及び業績を管理するとともに、業務面についても適正を確保する体制を整えております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

契約を結んでいる社会保険労務士に委託して内部通報窓口を常設しており、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを為されないよう徹底しております。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、 反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	6, 387, 515	流 動 負 債	3, 475, 790
現金及び預金	3, 684, 783	買 掛 金	2, 123, 845
売 掛 金	484, 461	短 期 借 入 金	196, 000
商品及び製品	1, 991, 086	1年内返済予定の長期借入金	381, 209
原材料及び貯蔵品	16, 177	リース債務	56, 625
そ の 他	211,007	未 払 金	341, 288
固 定 資 産	3, 354, 915	未 払 法 人 税 等	137, 045
有 形 固 定 資 産	1, 975, 573	賞 与 引 当 金	37, 268
建物及び構築物	654, 033	資 産 除 去 債 務	1, 324
機械装置及び運搬具	28, 271	そ の 他	201, 184
工具、器具及び備品	49, 681	固 定 負 債	1, 015, 269
土 地	1, 105, 718	長 期 借 入 金	139, 437
リース資産	134, 612	リース債務	123, 513
建設仮勘定	3, 255	繰 延 税 金 負 債	7,612
無 形 固 定 資 産	159, 402	役員退職慰労引当金	357, 183
のれん	1, 130	退職給付に係る負債	198, 954
そ の 他	158, 272	資 産 除 去 債 務	169, 436
投資その他の資産	1, 219, 939	そ の 他	19, 131
敷金及び保証金	952, 247	負 債 合 計	4, 491, 059
繰 延 税 金 資 産	126, 468	純 資 産 の	部
そ の 他	145, 973	株 主 資 本	5, 251, 371
貸 倒 引 当 金	$\triangle 4,750$	資 本 金	320, 300
		資 本 剰 余 金	259, 600
		利 益 剰 余 金	4, 671, 528
		自 己 株 式	△57
		純 資 産 合 計	5, 251, 371
資 産 合 計	9, 742, 431	負 債 純 資 産 合 計	9, 742, 431

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から) (2022年2月28日まで)

	7	科				目		金	額
売			上		高				26, 275, 178
売		上		原	価				19, 373, 266
	売		上	総	利		益		6, 901, 911
販	売	費及	ν –	般管	理 費				6, 029, 595
	営		業		利		益		872, 316
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	2, 623	
	受		取	手	数		料	19, 096	
	固	定	資	産	賃	貸	料	12, 038	
	情	報	提	供	料	収	入	6,049	
	そ			Ø			他	8, 763	48, 571
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	3,003	
	固	定	資	産賃	貸	費	用	1, 435	4, 438
	経		常		利		益		916, 448
特		別		損	失				
	減		損		損		失	17, 076	17, 076
₹	兑 会	金 等	調整	前当	4 期 糸	屯 利	益		899, 371
ž:	去丿	、税、	住」	民 税 🎾	及びり	事 業	税	341, 125	
Ý.	去	人	税	等	調	整	額	△11,799	329, 326
È	当	其	月	純	利		益		570, 045
兼	見会	社 株	主にり	帚属す	る当期	1 純 利	益		570, 045

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から) (2022年2月28日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本合 計
当 連 結 会 計 年 度期 首 残 高	320, 300	259, 600	4, 268, 035	△57	4, 847, 878
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	_	l	△166, 552	_	△166, 552
親会社株主に帰属する当期純利益	_		570, 045	_	570, 045
連結会計年度中の変動額合計	_	l	403, 492	_	403, 492
当 連 結 会 計 年 度末 残 高	320, 300	259, 600	4, 671, 528	△57	5, 251, 371

	純資産合計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	4, 847, 878
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△166, 552
親会社株主に帰属する当期純利益	570, 045
連結会計年度中の変動額合計	403, 492
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	5, 251, 371

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称 株式会社スパイラル、株式会社尚仁沢ビバレッジ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

・店舗在庫商品 売価環元法による低価法

・センター在庫商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益

性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・製品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性

の低下に基づく簿価切下げの方法)

・原材料 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性

の低下に基づく簿価切下げの方法)

・貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設

備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属 設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定

する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産 定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内におけ

る利用可能期間 (5年) に基づいております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同

一の基準によっております。

ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を

採用しております。

ニ. 投資不動産(投資その他の資産「その他」に含む)

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定

する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について

は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して

おります。

ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支

出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額

を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末

要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付

に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を

用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、11年で均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表の有形固定資産のうち、小売事業における店舗の固定資産でかつ開店後一定期間が経過していない店舗の固定資産の計上額は、以下のとおりであります。

有形固定資産: 214, 391千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、そのグルーピングの結果に基づき減損の兆候がある資産又は資産グループに対して減損損失の検討を行っており、小売事業においては店舗単位を資産グループとしております。

当社グループにおいては、価格訴求力のある低価格商品を販売することでリピート客を確保することを店舗利益獲得の源泉としていることから、開店後一定期間内の店舗は利益源泉となるリピート客の獲得段階、すなわち事業立上段階に当たり、将来業績の不確実性が高いものと考えております。そのため、減損の兆候の判定にあたっては開店当初の事業計画から営業損益が著しく下方に乖離していないか等の判定を行っており、当該判定に際して、経営者の主観が介在する余地があります。

また、減損の兆候があると判断した店舗につき、減損損失の認識の要否の判定を行うに当たっては店舗の過去の実績をもとに客数や売上伸長率等の主要な仮定を勘案した事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該キャッシュ・フローの見積りには、過去の実績のみならず近隣の競合店舗の状況を始めとした個々の店舗における環境を評価する必要があり、不確実性を伴うことから、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	156,498千円
土地	701,856千円
投資不動産	109,124千円
(投資その他の資産「その他」に含む)	
計	967, 479千円
担保付債務は、次のとおりであります。	
短期借入金	70,000千円
1年内返済予定の長期借入金	308, 288千円
長期借入金	114,425千円
計	492,713千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,218,384千円

(3) 保証債務

下記の会社がリース会社から設備代金の一部として受領した前受金の返還債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

料材開発㈱

投資不動産の減価償却累計額

93.335千円

33,907千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類 当連結会計年度期首の株式数		当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数	
普通株式	12,812,000株	一株	-株	12,812,000株	

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	280株	一株	-株	280株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

2021年5月27日開催の第36期定時株主総会決議による配当に関する事項

 ・配当金の総額
 166,552千円

 ・1株当たり配当額
 13.00円

・基準日・効力発生日2021年2月28日・効力発生日2021年5月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの 2022年5月26日開催予定の第37期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 166,552千円
 ・1株当たり配当額 13.00円
 ・基準日 2022年2月28日
 ・効力発生日 2022年5月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、現金・流動性預金及び1年以内に満期の到来する定期性預金であります。預金は、預け入れ先の金融機関の信用リスクに晒されております。

売掛金は、クレジット会社及び仕入先等に対する営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。 敷金及び保証金は、主に営業店舗の賃貸借取引に係る敷金及び保証金であり、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

買掛金は、商品の仕入先に対する営業債務、未払金は、経費等の支払先に対する営業債務、未 払法人税等は、短期間で納める税金であります。これらは、流動性リスクに晒されております。

借入金は、金融機関からの金融債務、リース債務は、リース会社等とのリース契約に基づく金融債務であります。これらは、流動性リスク及び金利上昇リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、新規に営業取引を行う相手先について、その適正性を事前調査し、職務執行規程に基づく承認手続きを経て取引を開始する手順となっており、既存の取引先については定期的に信用情報を入手し、リスクが見受けられる場合には、早急な対応を行うとともに必要に応じて引当等の処理を行う手順となっております。また、クレジット取引相手先は大手クレジット会社に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

ハ. 金利上昇リスクの管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクに対して、支払金利の変動を定期的にモニタリングするとともに、長期借入と短期借入を併用することにより、管理を行っております。なお、リース債務は固定金利のため金利変動リスクはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注)	2	参	昭,	

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	3, 684, 783	3, 684, 783	_
②売掛金	484, 461	484, 461	_
③敷金及び保証金 (※1)	304, 054		
貸倒引当金(※2)	△4, 750		
	299, 304	307, 321	8, 017
資産計	4, 468, 549	4, 476, 566	8, 017
①買掛金	2, 123, 845	2, 123, 845	_
②短期借入金	196, 000	196, 000	_
③未払金	341, 288	341, 288	_
④未払法人税等	137, 045	137, 045	_
⑤長期借入金(※3)	520, 646	520, 516	△129
⑥リース債務 (※4)	180, 138	179, 419	△719
負債計	3, 498, 964	3, 498, 115	△848

- (※1) 流動資産その他に含まれる1年内償還予定の敷金及び保証金を含んでおります。
- (※2) 敷金及び保証金に係る貸倒引当金を控除しております。
- (※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (※4) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③動金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用 リスクを加味したレートで割り引いた現在価値等により算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
敷金及び保証金	659, 163

上記については、償還予定を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められることから、③敷金及び保証金には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内(千円)	1年超5年内(千円)	5年超10年内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	3, 684, 783	_	_	_
売掛金	484, 461	_	_	_
敷金及び保証金	63, 074	113, 288	120, 191	2, 750
合計	4, 232, 319	113, 288	120, 191	2, 750

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	196, 000	_	_	_	_
長期借入金	381, 209	139, 437	_	_	_
リース債務	56, 625	46, 373	37, 250	26, 995	12, 894
合計	633, 834	185, 810	37, 250	26, 995	12, 894

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

409円89銭

(2) 1株当たり当期純利益

44円49銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失17,076千円を計上しております。

用途	場所	種類
店舗 (3店舗)	茨城県、埼玉県	建物及び構築物、長期前払費用(投資その他の資産「その他」に含む)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を個別にグルーピングしております。

上記店舗のうち、2店舗(茨城県、埼玉県)については、出店当初の計画と比較して営業損益が著しく下方へ乖離したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(16,496千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物14,659千円、長期前払費用(投資その他の資産「その他」に含む)1,836千円であります。

また、1店舗(埼玉県)については閉店を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(580千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物580千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

(注) この連結注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、 1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	6, 224, 816	流 動 負 債	3, 486, 169
現金及び預金	3, 524, 419	買 掛 金	2, 148, 158
売 掛 金	486, 456	短 期 借 入 金	196, 000
商品	1, 992, 762	1年内返済予定の長期借入金	381, 209
貯 蔵 品	12, 907	リース債務	47, 858
前 払 費 用	191, 117	未 払 金	339, 270
そ の 他	17, 151	未払法人税等	135, 417
固 定 資 産	3, 492, 291	前 受 金	980
有 形 固 定 資 産	1, 845, 681	預 り 金	121, 158
建物	482, 572	賞 与 引 当 金	36, 868
構築物	75, 223	資 産 除 去 債 務	1, 324
車 両 運 搬 具	19, 599	そ の 他	77, 924
工具器具備品	49, 681	固 定 負 債	983, 197
土 地	1, 082, 578	長期借入金	139, 437
リース資産	132, 770	リース債務	99, 044
建設仮勘定	3, 255	退職給付引当金	198, 954
無形固定資産	157, 677	役員退職慰労引当金	357, 183
借 地 権	138, 133	資 産 除 去 債 務	169, 436
商標権	6, 097	そ の 他	19, 141
ソフトウェア	3, 660	負 債 合 計	4, 469, 366
そ の 他	9, 787	純 資 産 の	
投資その他の資産	1, 488, 932	株 主 資 本	5, 247, 740
関係会社株式	180,000	資 本 金	320, 300
出 資 金	540	資本 剰 余 金	259, 600
関係会社長期貸付金	90,000	資 本 準 備 金	259, 600
長期前払費用	36, 309	利 益 剰 余 金	4, 667, 897
敷金及び保証金	952, 198	その他利益剰余金	4, 667, 897
繰 延 税 金 資 産	125, 509	別途積立金	12, 000
そ の 他	109, 124	繰越利益剰余金	4, 655, 897
貸 倒 引 当 金	△4, 750	自己株式	△57
		純 資 産 合 計	5, 247, 740
資 産 合 計	9, 717, 107	負 債 純 資 産 合 計	9, 717, 107

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から) (2022年2月28日まで)

	ž	科				目		金	額
売			上		高				26, 283, 224
売		上		原	価				19, 383, 129
	売		上	総	₹	i]	益		6, 900, 094
販	売	費及	Ω —	般 管	理 費				6, 006, 399
	営		業		利		益		893, 695
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	2,750	
	受		取	手	娄		料	19, 096	
	固	定	資	産	賃	貸	料	12, 278	
	情	報	提	供	料	収	入	6, 049	
	そ			Ø			他	9,606	49, 781
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	2, 901	
	固	定	資	産り	賃 貸	費	用	1, 435	4, 336
	経		常		利		益		939, 140
特		別		損	失				
	減		損		損		失	17, 076	17, 076
Ŧ	兑	引	前	当 期	純	利	益		922, 063
ž	去)	人税、	住	民 税	及び	事 業	税	339, 189	
ž	去	人	税	等	調	整	額	△6, 565	332, 624
È	当	其	月	純	利	J	益		589, 438

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から) (2022年2月28日まで)

			株	主	資	本		
		資本剰余金 利益剰余金		金				
	資本金	資本	資 本	その他利	益剰余金	利 益	自己株式	株主資本 合 計
		準備金	剰余金計	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 計		I PI
当 期 首 残 高	320, 300	259, 600	259, 600	12,000	4, 233, 011	4, 245, 011	△57	4, 824, 854
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	_	_	-	_	△166, 552	△166, 552	_	△166, 552
当期純利益	_	_	-	_	589, 438	589, 438	_	589, 438
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	422, 886	422, 886	_	422, 886
当 期 末 残 高	320, 300	259, 600	259, 600	12,000	4, 655, 897	4, 667, 897	△57	5, 247, 740

	純資産合計
当 期 首 残 高	4, 824, 854
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△166, 552
当期純利益	589, 438
事業年度中の変動額合計	422, 886
当 期 末 残 高	5, 247, 740

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) たな钼資産の評価基準及び評価方法

① 店舗在庫商品 売価還元法による低価法

② センター在庫商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性

の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ 貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に

基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法によっております。

を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備 及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定す

る方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における

利用可能期間 (5年) に基づいております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一

の基準によっております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採

用しております。

④ 長期前払費用 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一

の基準によっております。

⑤ 投資不動産(投資その他の資産「その他」に含む)

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定す

る方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま

す。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込

額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職

給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要 支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表の有形固定資産のうち、小売事業における店舗の固定資産でかつ開店後一定期間が 経過していない店舗の固定資産の計上額は、以下のとおりであります。

有形固定資産: 214, 391千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社は、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、そのグルーピングの結果に基づき減損の兆候がある資産又は資産グループに対して、減損損失の検討を行っており、小売事業においては店舗単位を資産グループとしております。

当社においては、価格訴求力のある低価格商品を販売することでリピート客を確保することを店舗利益獲得の源泉としていることから、開店後一定期間内の店舗は利益源泉となるリピート客の獲得段階、すなわち事業立上段階に当たり、将来業績の不確実性が高いものと考えております。そのため、減損の兆候の判定にあたっては開店当初の事業計画から営業損益が著しく下方に乖離していないか等の判定を行っており、当該判定に際して、経営者の主観が介在する余地があります。

また、減損の兆候があると判断した店舗につき、減損損失の認識の要否の判定を行うに当たっては店舗の過去の実績をもとに客数や売上伸長率等の主要な仮定を勘案した事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該キャッシュ・フローの見積りには、過去の実績のみならず近隣の競合店舗の状況を始めとした個々の店舗における環境を評価する必要があり、不確実性を伴うことから、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

計

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	154, 191千円
構築物	2,306千円
土地	701,856千円
投資不動産	109,124千円
(投資その他の資産「その他」に含む)	
計	967, 479千円
担保付債務は、次のとおりであります。	
短期借入金	70,000千円
1年内返済予定の長期借入金	308, 288千円
長期借入金	114,425千円

492.713千円

 (2) 有形固定資産の減価償却累計額
 2,210,347千円

 投資不動産の減価償却累計額
 33,907千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権2,885千円② 長期金銭債権90,000千円③ 短期金銭債務28,023千円④ 長期金銭債務10千円

(4) 保証債務

下記の会社がリース会社から設備代金の一部として受領した前受金の返還債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

料材開発㈱ 93,335千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 10,176千円

② 仕入高 151,001千円

③ 営業取引以外の取引高 7,928千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	280株	-株	-株	280株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	1, 446
賞与引当金	11, 230
退職給付引当金	60, 601
役員退職慰労引当金	108, 798
減価償却費	10, 499
減損損失	97, 926
資産除去債務	52, 013
その他	35, 740
繰延税金資産小計	378, 255
評価性引当額	△238, 992
繰延税金資産合計	139, 263
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13, 753
繰延税金負債合計	△13, 753
繰延税金資産(負債)の純額	125, 509

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

(借主側)

未経過リース料

<u>1</u> 年趋	203. 305 千円
1年超	124,516千円
1年以内	78,789千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性がないため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

409円60銭

46円01銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12 その他の注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失17,076千円を計上しております。

用途	場所	種類
店舗 (3店舗)	茨城県、埼玉県	建物、構築物、長期前払費用

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を個別にグルーピングしております。

上記店舗のうち、2店舗(茨城県、埼玉県)については、出店当初の計画と比較して営業損益が著しく下方へ乖離したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(16,496千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物11,120千円、構築物3,539千円、長期前払費用1.836千円であります。

また、1店舗(埼玉県)については閉店を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(580千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物271千円、構築物309千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

(注) この個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、 1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株式会社ジェーソン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰業務執行社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェーソンの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェーソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見着りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその 他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株式会社ジェーソン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 勝 成業 務 執 行 社 員 公認会計士 水 野 勝 成

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェーソンの2021年3月1日から2022年2月28日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見着りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内 容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

他の事項について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 杳 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第37期事業年度の 取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のと おり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する 取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期 的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法 で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明 細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動 計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

2022年4月13日

株式会社ジェーソン 監査等委員会 監査等委員 上 條 資 男 印 監査等委員 岡 本 政 明 印 監査等委員 宮 本 啓一郎 印

監査等委員 勢 能 志 彦 ⑩

(注)監査等委員岡本政明、監査等委員宮本啓一郎及び監査等委員勢能志彦は、社 外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金13円00銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は166,552,360円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子 提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載す る事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものでありま

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

		(ト線は変更部分を示し	ます。)
現行定款		変更案	
第3章 株主総会	第3章	株主総会	
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ		(削 除)	
なし提供)			
第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株			
主総会参考書類、事業報告、計算書類お			
よび連結計算書類に記載または表示をす			
べき事項に係る情報を、法務省令に定め			
<u>るところにしたがい、インターネットを</u>			
利用する方法で開示することにより、株			
主に対して提供したものとみなすことが			
<u>できる。</u>			

現行定款	変更案
(新 設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置)
	第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報につ
	いて、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項
	のうち法務省令で定めるものの全部また
	は一部について、議決権の基準日までに
	書面交付請求した株主に対して交付する
	書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則)
	変更前定款第17条(株主総会参考書類等
	のインターネット開示とみなし提供)の
	削除および変更後定款第17条(株主総会
	参考書類等の電子提供措置)の新設は、
	会社法の一部を改正する法律(令和元年
	法律第70号)附則第1条ただし書きに規
	定する改正規定の施行の日である2022年
	9月1日(以下、「施行日」という。)か
	<u>ら効力を生ずるものとする。</u>
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日か
	ら6ヶ月以内の日を株主総会の日とする
	株主総会については、変更前定款第17条
	(株主総会参考書類等のインターネット開
	示とみなし提供)はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過
	した日または前項の株主総会の日から3
	ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に
	これを削除する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締伎候補有は、次のとわりであります。				
候補者 番 号	氏 " 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数	
1	太 田 方三彦 (1957年1月14日) 再任	1985年5月 当社代表取締役 1988年3月 (4, 512, 000株	
	性と強いリーダーショ 広い見識を有している	創業より当社の代表取締役社長として経営を担ってま ップで会社全体を牽引してきました。経営者として6 5ことから、当社の持続的な成長と企業価値向上の7	の豊富な経験と幅	
2	判断し、引き続き取締 斎藤 薫	 7 1980年4月 (株箕輪不動産入社 2001年2月 当社入社 2003年2月 経理部長 2007年5月 取締役経理部長 2009年2月 取締役管理本部長 2015年5月 常務取締役管理本部長 (現在に至る) 	6, 600株	
2	務めております。これ 長を担当しており、豊	理由] 17年より当社の取締役として経営に携わり、2015年。 1まで、経理財務部門、管理本部の部門長を歴任し、 豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有してい 企業価値向上のため適切な人材と判断し、引き続きB	現在は管理本部いることから、当	

候補者番 号	。。。。。。 氏 [*] 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
3	「取締役候補者とした	1985年4月 (棚富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 2015年12月 当社出向 2016年9月 当社入社、業務システム部統括マネ ジャー 2017年4月 企画本部長 2017年5月 (㈱スパイラル代表取締役社長 2017年5月 取締役企画本部長 2020年11月 (㈱尚仁沢ビバレッジ代表取締役社長 (現在に至る) 2021年5月 (㈱スパイラル取締役 (現在に至る) 2021年5月 常務取締役企画本部長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] (㈱尚仁沢ビバレッジ代表取締役社長	2,000株
	2	_{埋田」} 17年より当社の取締役として経営に携わり、2021年	より常務取締役を

山田仁夫氏は、2017年より当社の取締役として経営に携わり、2021年より常務取締役を務めております。これまで、業務システム部門、企画本部の部門長を歴任し、現在は企画本部長を担当しており、豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上のため適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 太田万三彦氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 - 3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&0保険) 契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本議案において同じ。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員4名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

た が 名 (生年月日)			所有する当社 の 株 式 数
	1991年7月 当	社入社	
かみ じょう しげ お 上 修 姿 里			
(1938年2月22日)			60,000株
再任	(現在に至る)	, , ,
	2018年5月 監	査等委員である取締役	
	(現在に至る)	
	[重要な兼職の	犬況]	
	(株)スパイラル!	監査役	
[監査等委員である取	帝役候補者とした	理由]	
上條資男氏は、199	4年より当社の取	締役として経営に携わり、2003年	より常勤監査役を
務め、2018年より監査	等委員である取締	帝役を務めております。他社での経	験と企業経営に関
する幅広い知見を有し	ていることから、	当社の持続的な成長と企業価値向	上のため適切な人
材と判断し、引き続き	監査等委員である	る取締役として選任をお願いするも	のであります。
おか もと まさ あき	1984年11月 司	去試験合格	
		71.17.77.104	
	1999年6月 日	弁連人権擁護委員	
	2004年4月 東	京三会法律相談連絡協議会議長	2,000株
独立役員	2018年5月 監	査等委員である取締役	
	氏 (生年月日) デー (集年月日) デー (集年月日) デー (東年日) デー (東年日) (1938年2月22日) 再任 上條資男氏は、199 務め、2018年より監査 大と判断し、引き続き である取れ 上線資男氏は、199 務め、2018年より監査 オと判断し、引き続き 同(1944年5月23日) 再任 社外 独立役員	氏 (生年月日)	氏 (生年月日)

岡本政明氏は弁護士として法律面での豊富な知識等を有し、外部の視点を持って監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し候補者としております。なお、岡本氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番 号	た。 ** * * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	本* もた 市からを3 名 本 市 中郎	1984年10月監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社1994年1月宮本公認会計士事務所開設2008年5月当社社外監査役2018年5月監査等委員である取締役(現在に至る)	一株
	宮本啓一郎氏は公監査等委員である社タ	· -	を期待し候補者と
4	**	1978年1月 セノー㈱入社 2005年6月 セノー㈱入表取締役 2011年7月 柏桂香園代表取締役 (現在に至る) 2011年7月 柏キュービックプロダクション代表取締役 (現在に至る) 2012年5月 当社社外取締役 2015年12月 ㈱コーラルブルー代表取締役 (現在に至る) 2018年5月 監査等委員である取締役 (現在に至る) 2020年11月 ㈱尚仁沢ビバレッジ監査役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] ㈱コーラルブルー代表取締役 相桂香園代表取締役 相桂香園代表取締役 相桂香園代表取締役 相キュービックプロダクション代表取締役 ㈱尚仁沢ビバレッジ監査役 概尚仁沢ビバレッジ監査役	一株
	勢能志彦氏は小売業 監査等委員である社タ しております。なお、	外取締役候補者とした理由および期待される役割] 終界における豊富な経営経験と幅広い見識を有し、外 ・取締役として当社の監査等に反映していただくこと 勢能氏の当社監査等委員である社外取締役としての E、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の	を期待し候補者と 在任期間は本総会

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - 4.当社は、上條資男氏、岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏との間で会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりま す。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で 重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としており、上條資 男氏、岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏の再任が承認された場合には、当該契約

を継続する予定であります。

- 5. 当社は岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。選任された場合は、当社は引き続き岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏を独立役員とする予定であります。
- 6.当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&0保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、アーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

現任の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査工数の増加に伴う監査報酬の増額要請を契機に、当社の事業規模に適した監査対応や監査報酬の妥当性について検討した結果、また、有限責任あずさ監査法人と上場前も含めて監査継続年数が長期にわたることも勘案し、アーク有限責任監査法人を会計監査人として選任するものです。

なお、監査等委員会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

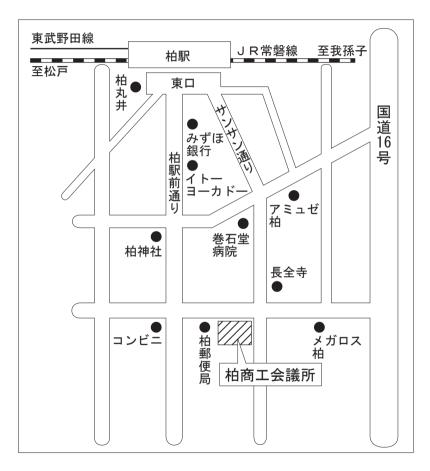
名	称	アーク有限責任監査法人		
所 在	地	東京都新宿区西新宿1-23-3		
沿	革	1982年8月17日設立		
概	要	構成人員 関与会社数	代表社員6名、社員31名、公認会計士54名、 その他74名、合計165名 105社	

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:千葉県柏市東上町7番18号

柏商工会議所 4階 401会議室

TEL 04-7162-3311



交通 JR常磐線・東武野田線柏駅東口より徒歩約10分 阪東バス・柏駅東口6番乗り場より長全寺前まで約5分、徒歩1分